

熊本市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について

熊本市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を次のように改正する。

熊本市長 大 西 一 史

熊本市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例

熊本市廃棄物の処理及び清掃に関する条例（平成 2 年条例第 98 号）の一部を次のように改正する。

第 12 条の 2 第 2 項を次のように改める。

2 市長は、前項の規定に違反する行為（以下「持去り違反行為」という。）をしていると認める者に対し、持去り違反行為をしないよう指導することができる。

第 12 条の 2 第 3 項中「市等以外の者が第 1 項の規定に違反して、資源物等を収集し、又は運搬した」を「前項の規定による勧告を受けた者が更に持去り違反行為をしていると認める」に、「これらの行為」を「持去り違反行為」に改め、同項を同条第 4 項とし、同項の前に次の 1 項を加える。

3 市長は、前項の規定による指導を受けた者が更に持去り違反行為をしていると認めるときは、その者に対し、持去り違反行為をしないよう勧告することができる。

第 12 条の 2 に次の 1 項を加える。

5 市長は、前 3 項に定めるもののほか、市民と協力することにより、市等以外の者が持去り違反行為をすることがないよう必要な措置を講ずるものとする。

第 12 条の 2 の次に次の 3 条を加える。

（公表）

第 12 条の 3 市長は、前条第 4 項の規定による命令を受けた者が正当な理由がなく当該命令に従わなかったときは、その旨及び次に掲げる事項を公表することができる

る。

(1) 当該命令の内容

(2) 当該命令を受けた者の氏名及び住所（法人にあっては、名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）

(3) 前2号に掲げるもののほか、当該命令に違反した者を特定するために必要な事項として規則で定めるもの

2 市長は、前項の規定による公表をしようとするときは、前条第4項の規定による命令を受けた者に対し、意見を述べ、及び証拠を提出する機会を与えなければならない。

（立入調査等）

第12条の4 市長は、第12条の2第2項の規定による指導、同条第3項の規定による勧告及び同条第4項の規定による命令を行うに当たって必要があると認めるときは、当該職員に、必要と認める場所に立ち入り、持去り違反行為の事実及び持去り違反行為をした者の特定のために必要な調査を行わせ、又は関係者に質問をさせることができる。

2 前項の規定による立入調査等をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入調査等の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

（資源物等の譲受けの禁止等）

第12条の5 何人も、第12条の2第1項の規定に違反して収集され、又は運搬された資源物等を譲り受けてはならない。

2 市長は、前項の規定に違反する行為（以下「譲受け違反行為」という。）をしていると認める者に対し、譲受け違反行為をしないよう指導することができる。

3 市長は、前項の規定による指導を受けた者が更に譲受け違反行為をしていると認めるときは、その者に対し、譲受け違反行為をしないよう勧告することができる。

4 第12条の3の規定は前項の規定による勧告を行った場合について、前条の規定は第2項の規定による指導及び前項の規定による勧告を行う場合について準用する。この場合において、第12条の3の規定中「前条第4項」とあるのは「第12条の5第3項」と、「命令」とあるのは「勧告」と、第12条の4第1項の規定中「第

12条の2第2項」とあるのは「第12条の5第2項」と、「同条第3項」とあるのは「及び同条第3項」と、「勧告及び同条第4項の規定による命令」とあるのは「勧告」と、「持去り違反行為」とあるのは「譲受け違反行為」と読み替えるものとする。第19条及び第21条中「第12条の2第3項」を「第12条の2第4項」に改める。

#### 附 則

- 1 この条例は、令和2年10月1日から施行する。
- 2 この条例の施行前にこの条例による改正前の第12条の2第2項の規定により必要な措置として講じられた指導又は勧告は、それぞれこの条例による改正後の第12条の2第2項の規定により行われた指導又は同条第3項の規定により行われた勧告とみなす。

#### (提出理由)

市及び集団回収登録団体等以外の者が収集し、又は運搬した資源物等の譲受け行為を禁止する等のため、所要の改正を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。